

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	令和7年6月6日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	高松市 (37201)
地域名 (地域内農業集落名)	前田地区 (亀田北、亀田南、高田、川西、砂後、下所中、下所西、中川、長渕、勘定、引妻、西ラ谷、穂村、中塚、東ラ谷、東畑西、東畑上、東本村、西本村、呑田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	245.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	166.1 ha
② 田の面積	210.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	34.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	75.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	32.5 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者(以下「担い手」という。)が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

米、麦及び露地野菜等を主要作物とし、団地化を形成する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

前田西町

担い手である認定農業者等13経営体が担うほか、新規の認定農業者や認定就農者の受け入れを促進することにより、対応していく。

前田東町

担い手である認定農業者等10経営体が担うほか、新規の認定農業者や認定就農者の受け入れを促進することにより、対応していく。

亀田町

担い手である認定農業者8経営体が担うほか、新規の認定農業者や認定就農者の受け入れを促進することにより、対応していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	23.1 %	将来の目標とする集積率	23.1 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、21個所、平均270a(令和6年度時点)
団地面積の拡大を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、担い手や新たな受け手への農地の集積を図るとともに、担い手同士の経営地の交換により、農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組
-
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、高松市及び農業協同組合と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	米麦	5.38 ha	ha	米麦、露地野菜	5.38 ha	ha	16	前田西町・前田東町	
認農	米麦	5.78 ha	ha	米麦	5.78 ha	ha	75	前田西町・前田東町・亀田町	
認農	米麦、露地野菜	5.66 ha	ha	米麦、露地野菜	5.66 ha	ha	76	前田西町	
利用者	露地野菜	0.43 ha	ha	露地野菜	0.43 ha	ha	74	前田西町	
認農	米麦、露地野菜	10.59 ha	ha	米麦	10.59 ha	ha	47	前田西町・前田東町・亀田町	
認農	米麦、露地野菜	4.36 ha	ha	米麦、露地野菜	4.36 ha	ha	77	前田西町・前田東町	
認農	米麦	2.52 ha	ha	米麦、露地野菜	2.52 ha	ha	51	前田西町・前田東町・亀田町	
認農	米、露地野菜	1.12 ha	ha	露地野菜	1.12 ha	ha	50	亀田町	
認農	米麦、露地野菜	8.79 ha	ha	米麦	8.79 ha	ha	69	前田東町・亀田町	
認農	米、露地野菜	0.87 ha	ha	米、露地野菜	0.87 ha	ha	78	前田東町	
認就	米麦、露地野菜	5.48 ha	ha	米麦、露地野菜	5.48 ha	ha	79	前田東町	
認就	米、露地野菜	0.00 ha	ha	米麦、露地野菜	0.00 ha	ha		前田西町	
認農	麦	0.47 ha	ha	米麦	0.47 ha	ha	17	前田西町	
認農	米麦	0.96 ha	ha	米麦	0.96 ha	ha	3	亀田町	
認農	米	0.86 ha	ha	米麦、露地野菜	0.86 ha	ha	18	前田西町	
認農	麦	0.18 ha	ha	米麦、露地野菜	0.18 ha	ha	37	前田西町・前田東町・亀田町	
認農	米麦	0.87 ha	ha	米麦、大豆	0.87 ha	ha	28	前田西町	
認農	米麦	0.74 ha	ha	米麦、露地野菜	0.74 ha	ha	43	亀田町	
認農	施設野菜	0.13 ha	ha	施設野菜	0.13 ha	ha	114	前田東町	
認農	飼料作物	0.43 ha	ha	飼料作物	0.43 ha	ha	73	亀田町	
認農	果樹	1.06 ha	ha	果樹	1.06 ha	ha	80	前田西町	
計	21経営体	56.68 ha	0 ha		56.68 ha	0 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

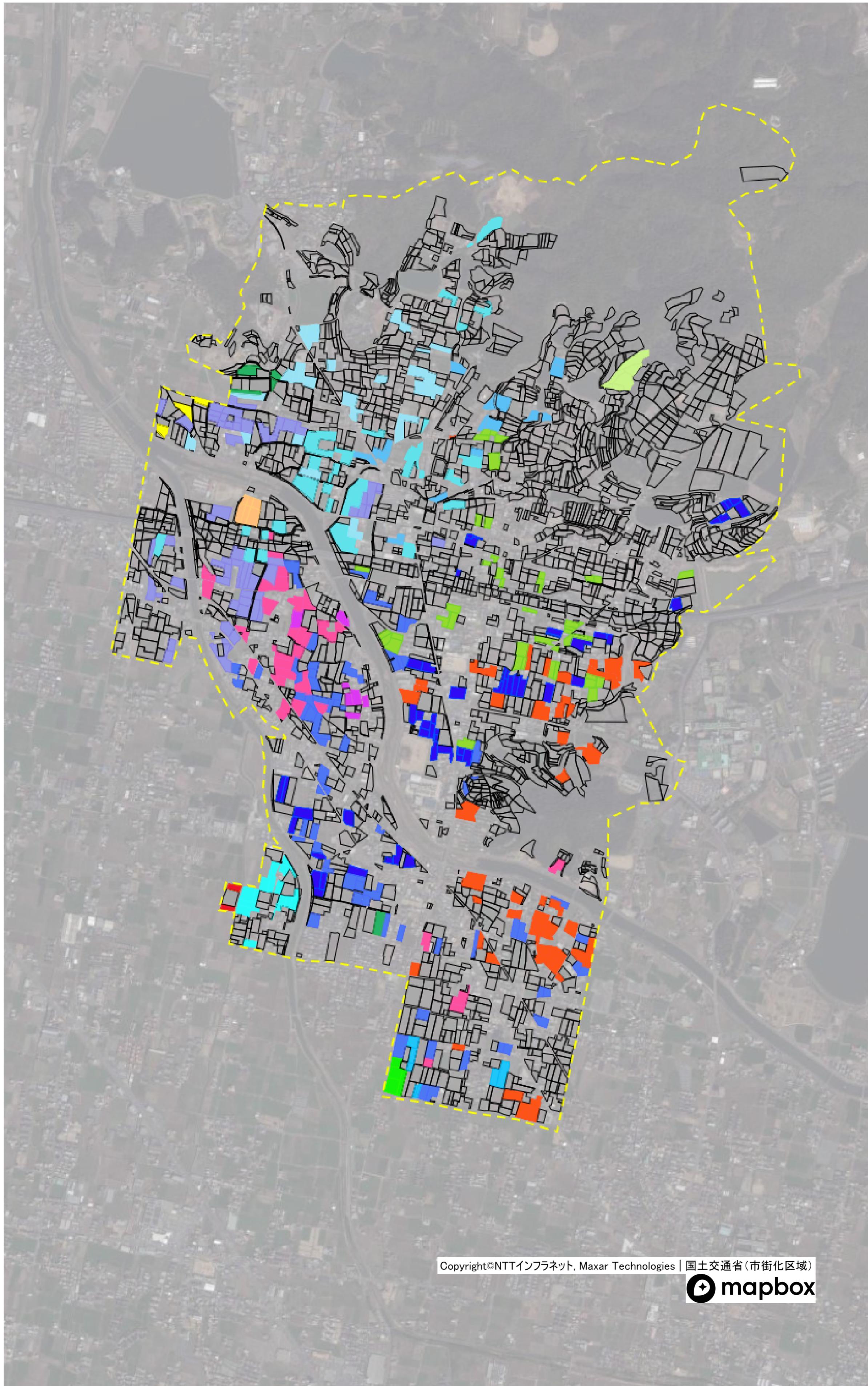
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



目標地図(案)

No.74
No.75
No.76
No.16
No.77
No.69
No.17
No.3
No.18
No.37
No.28
No.43
No.78
No.47
No.79
No.50
No.51
No.73
No.80



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



1 : 12500

0 322 644 1288